

上越市議会報告会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上越市議会基本条例（平成22年上越市条例第56号）第9条第2項の規定に基づき、議会報告会（以下「報告会」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(開催の時期)

第2条 報告会の開催の時期は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項に規定する予算の審議終了後おおむね2月を経過する日までの時期
- (2) 地方自治法第233条第1項に規定する決算の審議終了後おおむね2月を経過する日までの時期
- (3) その他議長が必要と認める時期

(開催の日時及び会場)

第3条 報告会の開催の日時及び会場は、議長が上越市議会会議規則（昭和46年上越市議会規則第1号）第163条の規定により設ける各派代表者会議（以下「各派代表者会議」という。）に諮って決定する。

2 前項の規定により報告会の開催の日時及び会場を決定するときは、過去に開催された報告会及び上越市議会広報広聴委員会に関する規程（平成22年上越市議会規程第4号）第2条第1号に規定する市民との意見交換会の開催の日時及び会場との権衡を考慮し、決定するものとする。

(報告の内容)

第4条 報告会において報告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 予算、決算その他の議案の審議及び審査に関すること。
- (2) 議会の活動に関すること。
- (3) その他議長が必要と認める事項

(次第)

第5条 報告会の次第は、議長が各派代表者会議に諮って決定する。

(出席議員)

第6条 報告会に出席する議員（以下「出席議員」という。）は、議長が各派代表者会議に諮って決定する。

(任務分担)

第7条 出席議員の分担する任務は、おおむね次のとおりとし、議長が各派代表者会議に諮

って決定する。

- (1) 司会
- (2) 報告
- (3) 記録その他の報告会の運営等に必要と認められる任務
(記録及び公表)

第8条 報告会において記録の任務を分担する出席議員は、報告会の要点を記録し、報告会の終了後、速やかに議長に報告するものとする。

2 議長は、前項の規定により報告を受けた報告会の記録を市議会のホームページに掲載するとともに、じょうえつ市議会だよりにおいて公表するものとする。

(執行機関に対する要望等の報告)

第9条 議長は、報告会において市長その他の執行機関が処理すべき要望等が提出されたときは、これを取りまとめ、速やかに当該執行機関の長に報告するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が各派代表者会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月13日から実施する。